$C_{令3}$＝0.04800

$C_{令4}$＝0.11500

$C_{令5}$＝0.15833

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}＝0.93417

E_{23}＝0.93850

E_{24}＝0.95483

E_{25}＝0.97900

E_{26}＝0.950

E_{27}＝0.917

E_{28}＝0.9017

E_{29}＝0.9033

E_{30}＝0.90950

$E_{令元}$＝0.71200

$E_{令2}$＝0.71700

$E_{令3}$＝0.04800

$E_{令4}$＝0.11500

$E_{令5}$＝0.15833

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21}＝1.000

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 16 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可

$C_{令3}$＝0.04721

$C_{令4}$＝0.11311

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}＝0.92016

E_{23}＝0.92475

E_{24}＝0.94344

E_{25}＝0.951

E_{26}＝0.934

E_{27}＝0.902

E_{28}＝0.8885

E_{29}＝0.8902

E_{30}＝0.70967

$E_{令元}$＝0.70115

$E_{令2}$＝0.03492

$E_{令3}$＝0.04721

$E_{令4}$＝0.11311

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21}＝1.000

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 15 年度から令和４年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可